

書 評

『保険法の実務と理論Q&A』

保険法の実務と理論研究会 編

一般に、保険取引と象とするものであるゆえに、私たちが日常生活で遭遇するさまざまなリスクを、契約という形で保険会社に対価としての保険料を支払う代わりに移転する取引であるが、それを法的に規整するのが保険法(保険契約法)である。日々行われている膨大な数の保険取引を対

象とするものであるゆえに、保険法ほど実務と密接不可分の学問はないと言っても過言ではない。特に近年、保険取引の目覚ましい発展に伴い、実務において次々と新しい問題が生じてきており、保険法の確たる理論に裏付けられた合理的で

適切な解決法が求められている。

保険毎日新聞社から本年6月に出版された『保険法の実務と理論Q&A』は、そのような保険実務上のさまざまな問題

について、第一線の保険法学者および弁護士、保険実務家らが、保険法の精緻な理論を駆使し、最新の裁判例の考え方も踏まえて、Q&Aの形で、日々保険実務に従事

しておられる方々に對し、具体的な解決方法を提示するものである。

本書は全部で4章から構成されており、第1章から第3章は、保険法が

社の損害賠償責任や契約締結時の説明義務を中心とした保険業法上の問題を解説するものである。

まず、第1章「損害保険契約」では、21個の設問(Q1~Q21)が設けられ、損害保険契約の締結時および保険金請求時における具体的な問題のほか、免責事項や請求権代位等に関する問題、人傷や他車運転特約など自動車保険に特有の諸問

題であり、法理論に基づいた適切な対処が求められる。また、重複保険に関する近時の動きとして、加害自動車の賠償責任保険金の支払をした保険会社が、加害者を被保険者とする他車運転特約に基づいて他の保険会社に対し重複保険の求償請求を行うケースが現れるようになり、保険法20条

の規定が自動車保険のよ

うな損害賠償責任保険にも適用されるかという新たな理論的な問題が突きつけられているが、それについてのQ7の解説は

とても分かりやすい。さらに、近時、交通事故の被害者による後遺障害逸失利益の定期金賠償請求が認められるかという問題がクローズアップされ、最高裁は2020年、これを認める判決を下したが(最判令和2・7・9民集74巻4号1204号)、その理論的な

根拠の妥当性についてなお検討の余地があるとしても、保険会社においては定期金賠償方式についての具体的な対応策が求められるのは不可避であり、これに関するQ15の解説が有益である。

次に、第2章「生命保険契約」では、24個の設問(Q1~Q24)が設けられ、生命保険契約の締結時に関わる問題のほか、告知義務や免責事由、保険金支払の履行期、保険契約者および保険金受取人の変更、保険金請求権と固有権性、保険の財産的価値、契約当事者以外の者による契約の解除、保険料収納と復活、消滅時効、重大事由による解除などに関する問題が取り上げられ、それぞれについて明解な解説が加えられている。近時、高齢者が締結した生命保険契約をめぐる裁判上争われることが多く、金融庁の監督指針においても高齢者に対する保険募集についての適切な仕組みの構築が求められているが、実際の募集現場において高齢者の意思能力をどのような方法で確認すればよいのか、また、実務上講じるべき対応措置としてどのようなものが考えられるかが問題となり、これらの点に

法研究と最新判例から問題解決の具体策提示

について、第一線の保険法学者および弁護士、保険実務家らが、保険法の精緻な理論を駆使し、最新の裁判例の考え方も踏まえて、Q&Aの形で、日々保険実務に従事

している。

しておられる方々に對し、具体的な解決方法を提示するものである。

本書は全部で4章から構成されており、第1章から第3章は、保険法が

社の損害賠償責任や契約締結時の説明義務を中心とした保険業法上の問題を解説するものである。

まず、第1章「損害保険契約」では、21個の設問(Q1~Q21)が設けられ、損害保険契約の締結時および保険金請求時における具体的な問題のほか、免責事項や請求権代位等に関する問題、人傷や他車運転特約など自動車保険に特有の諸問

題であり、法理論に基づいた適切な対処が求められる。また、重複保険に関する近時の動きとして、加害自動車の賠償責任保険金の支払をした保険会社が、加害者を被保険者とする他車運転特約に基づいて他の保険会社に対し重複保険の求償請求を行うケースが現れるようになり、保険法20条

の規定が自動車保険のよ

うな損害賠償責任保険にも適用されるかという新たな理論的な問題が突きつけられているが、それについてのQ7の解説は

とても分かりやすい。さらに、近時、交通事故の被害者による後遺障害逸失利益の定期金賠償請求が認められるかという問題がクローズアップされ、最高裁は2020年、これを認める判決を下したが(最判令和2・7・9民集74巻4号1204号)、その理論的な根拠の妥当性についてなお検討の余地があるとしても、保険会社においては定期金賠償方式についての具体的な対応策が求められるのは不可避であり、これに関するQ15の解説が有益である。

次に、第2章「生命保険契約」では、24個の設問(Q1~Q24)が設けられ、生命保険契約の締結時に関わる問題のほか、告知義務や免責事由、保険金支払の履行期、保険契約者および保険金受取人の変更、保険金請求権と固有権性、保険の財産的価値、契約当事者以外の者による契約の解除、保険料収納と復活、消滅時効、重大事由による解除などに関する問題が取り上げられ、それぞれについて明解な解説が加えられている。近時、高齢者が締結した生命保険契約をめぐる裁判上争われることが多く、金融庁の監督指針においても高齢者に対する保険募集についての適切な仕組みの構築が求められているが、実際の募集現場において高齢者の意思能力をどのような方法で確認すればよいのか、また、実務上講じるべき対応措置としてどのようなものが考えられるかが問題となり、これらの点に

以上のように、本書は、損害保険および生命保険の実務において生じる重要な問題について、設問の形でこれを取り上げたうえで、保険法の研究成果と最新の裁判例も踏まえた解説を施すことにより、問題解決の具体的な方策を提示するものであり、まさに、保険における理論と実務を架橋した解説書である。保険会社の社員や保険募集人、保険代理店など、日々保険の実務に携わっている方々にとって、大いに役立つものであると確信している。

【評者】 潘 阿憲 (法政大学法学部教授)

については、Q1の解説が役立つ。また、承諾前死亡の場合の取扱い(Q2)、告知義務違反の要件の存否についての判断や解除通知の扱い(Q4~Q8)、うつ病による自殺と免責の可否(Q10)、遺言の方法も含めた受取人変更の手続きと注意点(Q14、15)など、生命保険実務上特に重要な論点について、保険法の理論と裁判実務も踏まえた解説がなされている。

さらに、第3章「傷害疾病定額保険契約」では、高度障害保険金やがん保険金、傷害定額保険等に関する7個の設問(Q1~Q7)が設けられている。このうちQ1は、高度障害保険金に係る責任開始前発病不担保事項についての設問となっており、当該不担保事項の仕組みや目的、告知義務との関係などのほか、不担保事項の問題点、告知のあった疾病等が原因で責任開始日以後に高度障害状態に該当した場合の扱い方などについて、丁寧な解説がなされている。また、Q3では、広く普及してきているがん保険に関する問題が取り上げられ、がんの確定診断の意義や待ち期間・90日不担保事項などについて詳しい解説がなされている。さらにQ4

では、生保型の傷害保険である災害関係特約等に関する問題が取り上げら

れ、給付事由である「不慮の事故」の外來性の意義や疾病との関係、除外事由としての「軽微な外因」の解釈などについて、最高裁判例も踏まえて詳細に検討されている。このほかQ6では、裁判で争われることの多い「入院」の要件について、入院の意義や入院の必要性についての判断基準など、保険金支払実務にとつて実に悩ましい問題について分かりやすく解説されている。最後の設問Q7で取り上げられている所得補償保険と就業不能保険についての解説も、保険給付の要件である就労不能状態や免責期間とてん補期間との関係などを理解するうえで極めて有益である。

以上のように、本書は、損害保険および生命保険の実務において生じる重要な問題について、設問の形でこれを取り上げたうえで、保険法の研究成果と最新の裁判例も踏まえた解説を施すことにより、問題解決の具体的な方策を提示するものであり、まさに、保険における理論と実務を架橋した解説書である。保険会社の社員や保険募集人、保険代理店など、日々保険の実務に携わっている方々にとって、大いに役立つものであると確信している。

(A5判/466頁、23年6月30日発行、税込4950円)

